

産業厚生常任委員会会議録

[平成28年 3月17日開催]

南あわじ市議会

産業厚生常任委員会会議録

日 時 平成28年 3月17日
午前10時00分 開会
午後 2時26分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（8名）

委 員 長	阿 部 計 一
副 委 員 長	谷 口 博 文
委 員	吉 田 良 子
委 員	小 島 一
委 員	長 船 吉 博
委 員	登 里 伸 一
委 員	川 上 命
委 員	木 場 徹
議 長	原 口 育 大

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	小 坂 利 夫
課 長	塔 下 佳 里
書 記	佐々木 友 美

説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
副 市 長	矢 谷 浩 平
教 育 長	岡 田 昌 史
福 祉 部 長	馬 部 総 一 郎
農 商 部 長	神 代 充 広

建設部長	岩倉正典
教育委員会教育次長	藤岡崇文
福祉部福祉課長	大谷武司
福祉部子育て支援課長	児玉裕仁
福祉部長寿福祉課長	静永峯雄
福祉部健康課長	小西正文
農商部商工観光課長	川上洋介
農商部農林水産課長	宮崎須次
農商部食の拠点推進課長	喜田憲和
農商部農地整備課長	和田昌治
農業委員会事務局長	小谷雅信
建設部建設課長	赤松啓二
建設部都市計画課長	原口久司
建設部下水道課長	村本透
教育委員会教育総務課長	山見嘉啓
教育委員会学校教育課長	廣地由幸
教育委員会社会教育課長	福原敬二
教育委員会体育青少年課長	柏木浩一

II. 会議に付した事件

1. 付託案件	6
(1) 議案第44号 南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	6
(2) 議案第45号 南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	10
(3) 議案第46号 南あわじ市消費生活センター条例制定について	16
(4) 議案第47号 南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例及び南あわじ市農地及び農業用施設災害復旧事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	26
(5) 議案第48号 南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	26
(6) 議案第49号 南あわじ市立学校就学指導委員会条例の一部を改正する条例制定について	31
(7) 議案第50号 南あわじ市松帆銅鐸調査研究委員会条例制定について	40
(8) 議案第51号 南あわじ市スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定について	46
(9) 議案第52号 南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について	50
(10) 議案第7号 平成27年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算(第3号)	52
(11) 議案第8号 平成27年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)	55
(12) 議案第54号 公の施設の指定管理者の指定期間変更について(休日応急診療所)	56
(13) 議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について(休日応急診療所)	57
(14) 議案第56号 公の施設の指定管理者の指定について(灘黒岩水仙郷)	61
(15) 議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について(バイオマス利活用施設)	65
(16) 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について(吹上浜野外教育センター)	70
(17) 議案第65号 平成28年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について	71
(18) 議案第66号 字の区域の変更について(松帆、阿那賀、福良地区)	72
(19) 議案第67号 市道路線の認定について	73
(20) 議案第68号 市道路線の廃止及び変更について	74
(21) 議案第69号 広田市営住宅新築工事請負変更契約の締結について	74

(22) 議案第70号 損害賠償額の決定及び和解について……………	7 7
2. 閉会中の所管事務調査の申し出……………	7 8
3. その他……………	7 8

Ⅲ. 会議録

産業厚生常任委員会

平成28年 3月17日(木)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 2時26分)

○阿部計一委員長 おはようございます。

執行部各位、また議員各位には、早朝から御出席をいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、産業厚生常任委員会を始めます。

市長、何かありましたら。

○市長(中田勝久) おはようございます。先日の予算特別委員会では、4日間にわたる御審議いただき、また、御提案申しあげました案件につきましては全て御可決をいただきまして、まことにありがとうございました。

きのう、久々に上京してきました。というのは、今、いろいろなああいいう協議会、団体が公益法人を組織がえしてございまして、公益法人になりますと、理事の半数以上は必ず本人出席でないと会が成立しないというようなことで、きのうは全国の漁港、漁場の理事会でございまして、ちょうど私もその理事になっておりました。

やっぱりお話を聞くと、当初予算では97%というような予算でございまして、その後、補正で何とか100になっていっているというような状況でございまして。今後も県、また国へのそういう取り組みを、私は兵庫県全体をそういう要望を出さないかんわけですが、淡路にも結構な数の漁港がございまして。また、南あわじ市にも四つの漁港がございまして。おかげで、沼島は、災害に対してのそういう取り組みも、今まで積極的に県のほうがしていただきまして、喜んでいるところでございまして。また、皆さん方と一緒にいろいろな面で取り組んでいきたい、このように思っております。

毎回でございまして、委員長初め皆さんに、中座させていただきますことをお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶にかえたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○阿部計一委員長 ただいまから産業厚生常任委員会を開会します。

第66回定例会において、当委員会に付託されました議案について審査を行います。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りをいたします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略します。

1. 付託案件

(1) 議案第44号 南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について

○阿部計一委員長 それでは、議案第44号、南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

 これより質疑を行います。

 質疑はございませんか。

 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 まずこれ、萬松園のことについて、解体撤去に至った経緯と、それと、撤去後の跡地は、国のほうでどのような利活用をされるのかお尋ねをいたします。

○阿部計一委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） おはようございます。社会教育課長の福原です。よろしく申し上げます。

 この萬松園の撤去につきましては、皆さん御承知のように、国有地、すなわち慶野松原の地内ということで、文化庁のほうから指摘を、昭和55年の第1回の策定書をこしらえたときから指摘を受けておりました。その席上、とりあえず、できるだけ早いうちに撤去解体をお願いをしたいということで指導を受けておりました。平成17年に文化庁の技官のほうも出席をいただいた中で取り組んできました。その結果、このたび、文化庁から指摘がありました萬松園、要するに、国有地内に無断占拠という形でとっておりました老人福祉センターを撤去することになりました。

 あと、跡地なんですけども、これは文化庁の見解なんですけども、文化庁としては、原状復帰、すなわち、景勝地である松原のほうにできるだけ近づける、要するに、松を植えて保存をしていきなさいというような指導がございます。

 ただ、前のときだったかと思うんですけど、蛭子議員からも質問があったとおり、慶野松原に関する事業、もしくは文化財等に寄与するような事業があれば、文化庁としても考える余地はあるというようなことも聞いておりますので、現在のところは、とりあえず松を植えて、原状復帰をしていきたい、松原の復旧をしていきたいというふうには考えております。

○阿部計一委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 結局は、そしたら、55年の建築当時から国の国有地に対して、旧の西淡町の時代は、そういう国の許可というか、何もとらんと勝手に建てとって、それを文化庁から指摘されたさかい撤去したと、そういう理解で。それで、現状というのは、今の現状のままで、松の苗木を植えて、そのまま、何の利用もせんと。何か、文化振興に寄与するような事業があれば建ててもええと。まあ、全くそういうことでええんけ。

○阿部計一委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） 文化財としましては、文化財保護法の中の範疇、要するに、慶野松原全体を名勝指定受けておりますので、その一部ということで、原状復帰ということになります。

○阿部計一委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 要は、そやさかい、行政手続を踏まえらんと勝手に建てとって、勝手に不法占拠しとるやさかい撤去しろという指導があって撤去したと。それに対して、撤去費というか、そういうことも。無断で、そやから勝手に今まで萬松園として利用しよったと。そういうことやの。

○阿部計一委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） 建設当時のことは、ちょっと私たちもわからんのですけども、簡単に言いますと、そういうことになります。

○阿部計一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今、何か課長、勝手に西淡町が建てとったというけど、これ、市の老人福祉センターというのは、これ、補助事業でやったと思う。そやから、そんなざつとした話でないと思うのやけど。

○阿部計一委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） 先ほど言いましたとおり、ちょっと建設当時はどういう流れで、僕らも建ててきたかわかりませんので、そこについてはちょっと僕も返答しにく

い。簡単に言いますと、先ほど言いましたとおり、文化庁の現状変更許可を得ていない建物ということになっております。

○阿部計一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 いやいや、要は、この老人福祉センター、福祉の担当の所管やったと思うのやけども。これで、今の話でええんですか。ちゃんとした補助事業で、それなりに国とか県と協議して、今の状況、建てた場所は国有地やけども、今までずっとやってきたんと違うの。その辺、ちょっと説明してください。老人福祉センターの担当のほうから説明をお願いしたいんです。

○阿部計一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 先ほど、木場委員のほうから御質問のありました件につきましては、私もその当時のことはわかりませんが、ただ、その補助事業ということで、補助金を申請しているということでは、土地の場所等々も申請に上がりますので、何らかの許可があったということでもいいのかと思っております。

○阿部計一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それで、その件はそういうことで、勝手にしてないということを確認したかったわけやけど、実際、これ見よるんやけど、あと、ここを使っとった、福祉関係でつくったと思うんやけど、これ、撤去して何か支障とか、代替の施設はできるんですか。

○阿部計一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 代替の施設というものは準備は、今あるところで利用いただいているというところで、また、中にありました社会福祉協議会等につきましては、緑のほうに、また、シルバー人材センターも緑のほうにということで聞いております。

○阿部計一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 別に、新しい福祉センターとか、総合福祉センターの必要はないわけですか。要望もないし、今のところ考えてないわけですか。

○阿部計一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 高齢者の福祉については、介護保険等々でいろいろとまた集いの場等々ができてくるという中で、福祉センターというものにつきましては、以前ほど利用の方はないのかなと思ったりもしております。また、利用される方につきましては、移動等につきましても、移動による車とか、またそういったことも今後、地域づくりということで準備されてくると思いますので、その辺での対応でいけるのかなとは思っております。

○阿部計一委員長 ほかに。
吉田委員。

○吉田良子委員 社協なりシルバーが緑庁舎に行ったわけですけれども、この跡地利用については、地元からは何か要望ということは出てるんでしょうか。

○阿部計一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 担当の長寿福祉課としては、そういったことは聞いておりません。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ほんなら、社会教育のほうではどうでしょうか。

○阿部計一委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） 聞いておりません。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうですか。何か、地元からも要望が出てるような話を少し伺ったんで、どういう状況なのかというのをちょっと確認したかったんです。わかりました。

○阿部計一委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結をいたします。

これより委員間討議を行います。何か御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 ないようでございますので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第44号、南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(2) 議案第45号 南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○阿部計一委員長 次に、議案第45号、南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 この介護保険の今回の改正ですけれども、南あわじの第6期の介護保険事業計画というのがあって、その68ページに認知症支援体制の整備という項があります。そこに、複数の専門職による認知症初期集中支援チームが訪問して、初期段階での集中的な支援を行うというふうに書かれておりますけれども、そういう事業を今回、実施するというところでよろしいのでしょうか。

○阿部計一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 委員さんのおっしゃるとおりでございます。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、費用弁償というか、費用の関係で認知症対策員ということで報酬が月額1万5,000円というふうになっておりますけれども、これは認知症対応する医療機関に対して月1万5,000円払うということでしょうか。

○阿部計一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 担当医ということになっております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 担当医とかかりつけ医ってありますよね、ふだんから、お医者さんへ行っているかかりつけ医と、担当医との違いというのは、どういう違いになるのでしょうか。

○阿部計一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 申しわけないです、ちょっと名前のほうは忘れたんですが、先生に講習を受けていただいてきております。その認知度対応ということで。そういった中で、それにかかわっていただくという先生の報酬ということになっております。市の職員と先生が講習を受けてきておまして、そこが認知症初期集中支援チームということでのそういった必要な講習を受けてきているという方と一緒に対応していくということになっておりますので、その方に対する報酬となっております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、それがかかりつけ医とその講習を受けられたお医者さんとがイコールになるということはあるんですか。

○阿部計一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 相談に来られた方について、その先生と職員と一緒に対応していくという中で、それを今度、そのところに結びつけるというのもまたあるかと思えますけども、かかりつけ医ではないと。だから、その先生にかかりつけ医になる可能性もあります。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、そういうお医者さんというのは、南あわじ市で今、何人ぐらい講習を受けられているんでしょうか。

○阿部計一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 今のところ、1名です。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、この南あわじ市で今、認知症ということの認定というか、何人ぐらいいるんでしょうか。

○阿部計一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） はっきりとした数字は出ていないんですけども、1,800名から2,000名程度というふうなことで出しております。というのは、介護認定を受けられた方の中での認定、その認知症というものを推定しているもので1,800名程度ということになるんですけども、ただ、そちらに入ってこられてない方で、介護認定を受けられていない方等々がありますので、その辺が人数的にははっきりは出てきてないというのが現状です。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言われたのは、介護認定を受けられた方の中で1,800人程度の認知症の方がいると。今回、この改正で、介護認定を受けてない方いますよね。そういう人たちが認知症ではないかなと心配されたときに、市役所の窓口に行ったり、社協に行ったりしたときに、その市の担当と専門員が交渉して、この人は認知症ですよとかいうことをして

いくということでしょうか。

○阿部計一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） そういった相談を受けた中で、状态的にどんなかなというふうなことを判断していくということになるかと思っております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 認知症は早目の対応ということで進む度合いを抑えていくということになると思うんですけれども、私は、その受けられた先生が自分の診察もあるだろうし、そういう小まめな、市役所に来てとか、なかなか物理的にどうなんかなというところがちょっとわからないんですけれども。

○阿部計一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 常時、こちらのほうに来ていただくというわけじゃなくて、職員が相談を受けた中で、そういった相談を、こういった状態ですよというふうなことで、また先生と相談して、その中で、こういったものが必要なのかなということになっていこうかと思えます。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、市役所でちょっと認知症にかかっているという家族がここへ来て、そして、相談して、そのかかりつけに行って、治療なり診断を受けるというような仕組みづくりを進めるということによろしいのでしょうか。

○阿部計一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） そういった形のケアパスというか、そういった情報がわかるような冊子を近いうちに、年度内には出させていただくということで考えております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それともう一つ、ここに認知症サポーターということで、サポーター

キャラバンということで書いてあるんですけども、その実績ということで、2,000人弱いるんですけども、この方との連携とかいうのはあるんでしょうか。

○阿部計一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 申し込みがあって、それを受けていただいて、リング、それを持っていただくんですけども、その後のかかわりというのは、今後そういったかかわりが出てくるかと思えますけれども、今まではそういった、余りそういう人たちに対しての受けた後のかかわりというのは余りなかったかと思っております。ただ、今後、まち全体でということになってくる中で、そういった方々に御活躍いただくということになるかと思っております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この間の鉄道事故のこともありますけれども、南あわじはまた車で高齢者の事故とか、いろいろまた違う課題になってくると思うんですけども、地域ぐるみで認知症対策というのは必要になるかと思うんですけども、徘徊とかそういうところにも手を差し伸べていくようなことが必要なかなと思ったりするんですけど。

今、私、子供の不審者対策でちょっと質問もしたんですけども、公用車がすごく動いてますよね、市役所の。そんなんに認知症とか子育ての見守りとか、ああいうステッカーを貼って、公用車にも子供やお年寄りが気軽に声をかけられるような仕組みづくりというのも必要なのではないかと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

○阿部計一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） そういったことに対応するために、また、SOSとかGPSとかいうのを今年度、28年度考えております。ただ、それも申請によるものであって、こちらから、誰それつけなさいということはできませんので、必ず家族さんのほうからの申請をいただいた中で登録させていただくと、その中で、SOSネットワークというもので、この人がちょっと心配なので、何かあったら連絡くださいねというような団体をまたつくっていくということになっております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 違う角度からいろいろ支援するという話があったんですけど、公用車

に、今、市役所のマークしか貼ってませんよね。それをまたもう少し広げるということはどうでしょうか。

○阿部計一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 28年度からそういったところに力を、今までもそうなんですけども、今後、28年からは力を入れていくと、実績を上げていくという中で、そういった広報活動についても、いろいろと検討していきたいと思っております。

○阿部計一委員長 ほかに。
登里委員。

○登里伸一委員 介護関連推進事業と生活支援体制整備事業、並びに認知症施策推進事業という体制整備が整ったということで、1年間、実施を早めるということで、非常に御苦労には感謝をしておりますが、このどれほどの事業所、団体等がかかわっているのか、わかりましたらお聞きしたいと思います。

○阿部計一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 今からそういった協議体等々をつくっていこうとしているところで、総合事業については最終、29年度から始めるということで、今予定しているのは、認知症関係、また、地域医療と介護との連携部分、それと、地域の集いの場等々をお願いする、地域の支援についての部分をしていこうと考えております。

先ほど言われました中で、そういった活動をいただいているというのが、市地区のほうで、集いの場的なものを今、いろいろと動いていただいております。また、ほかにもあるかと思いますが、私のちょっと確認している中で、伊加利地区のほうでいろんな地域の支えの運動というものも聞いております。

そういった団体さん、また、各地域でいろいろあろうかと思いますが、私のところで今、確認できているのは、市地区の動きと伊加利地区の動きということになっております。

○阿部計一委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、これで質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 ないようでございますので、これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第45号、南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(3) 議案第46号 南あわじ市消費生活センター条例制定について

○阿部計一委員長 続いて、議案第46号、南あわじ市消費生活センター条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 これも3点ばかりお尋ねするわけですが、消費センター条例の制定ということやけど、私の認識としては、旧の三原庁舎のところに消費センター的な機能を有するような相談窓口があったと思うのやけど、今回、条例制定に至った経緯、それとこの辺、文言を見とったら、センターに所長、相談員等を配置するというようなことになるとるのやけど、大体これから何名ぐらいの職員を対応してこの消費センターを運営していくのか。それと、その方々の勤務時間的なものがここに出とるわけですが、その方々に対する報酬というか、大体どの程度の人件費の報酬を考えておられて、今回の条例を制定されたわけですか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） まず初めに、一番初めの質問なんですけども、このたび消費者庁のほうから、今、最近すごくふえてきている消費者問題に対応できるように、以前から消費者センターがあるんですけども、条例を制定して、市民の皆様方のそういった消費者問題に関することについて取り組んでいただきたいということで、今回、条例制定をさせていただきました。

それと、消費者センターには、所長と今、臨時職員3名がおります。場所は第2庁舎、前の市長公室等があった1階のところの部分のところに、玄関入ったところの左側に設置しております。センター長という形では規定されてますけども、私が兼務ということになっております。女性3人の臨時職員を配属して、相談業務に当たっております。

そして、時間については、9時から4時までの1人時間単価が1,000円の6時間、51週ということでございます。

○阿部計一委員長 谷口博文副委員長。

○谷口博文副委員長 今回、条例の改正でなしに条例制定ということは、今まで消費センターの相談しよったというのは、何の根拠なしにやられとったんですか。いや、私が聞いておるのは、今回、条例を新たに制定されて、そういうふうな消費相談を徹底して、これはええことなんやけんど。今までもしよったと思うのやけんど、今までも条例か何かあって、今回、何か改正したような。今まであった組織やさかい、当然、条例に基づく運営というか、そういうようなことをやっていただいとるといような認識があったわけですわね。

ほんで、前の条例の改正案で出てきとるのでなしに、新たに出てきとるさかいな。今までというたら、これ、何を根拠にほんなら相談しとったん。誰がお金を払いよったん。どないなとんかなというのが一つの、ちょっとどないなとったんで、今まで。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 消費者庁を通じて、県からそういった設置ということで兵庫県はいち早く設置されたみたいで、今、県下の市町村には全部あります。そういった消費者問題に対応するよということ以前から設置されとったわけなんで、こうした条例が、完全なる条例が整備されてなかったもので、ちゃんとセンターの位置づけをするということで、今回、条例制定をさせていただこうと思っております。

業務については、以前から内容は何ら変わっておりませんが、さらなる消費者問題、特にいろいろな詐欺事件等もはやってきておる中で、そういった臨時職員については、いろいろな講習会に行き、そういった対応ができるように今、研修を深めているところでございます。

○阿部計一委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 最後にすんのやけど、ほんなら、川上課長がそのの所長を兼務して、3名体制やいうて言うんやけど、今まで何人体制でやられとったんか、それと、大体この相談というのが、今まで大体どの程度あったもんか。今までの職員の数、今回、あなた以外に3名というようなことをおっしゃってましたよな。ほんなら、今までは何名だったのか。

それと、これを見とったら、ある程度この相談の資格試験に合格した者というようなことで、市長が当然、そういう資格を取得させるために、資質の向上のために、研修等の機会を確保するものというような条文も出てますんで、そのあたりはこれ、何か消費者相談するのに、この国家試験みたいな、こんな何かそういう資格というのは、そういう職員というのは、もう既に持たれとるんですか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 今現在の3名におかれましては、資格を持っておりません。というのは、この試験が非常に難しい試験でございまして、今の3名の方も挑戦したわけなんですけれども、ちょっとだめだったわけなんです。今後、この免許をとって対応できるようにということで、本年度も試験を受ける予定ではございますけれども、非常に巧妙かついろいろなハイテクを生かした詐欺がはやってきてるんで、3人の方々にも非常に相談業務が毎日、日々、悩み相談みたいな感じになるんですけども、非常に難しいこともあったりして、高額な取引もされた方があって、未然に防いだり、お金を戻すような事案に、お金を戻していただくようなこともあります。

昨年は、170件程度でございましてけれども、非常に金額が大きくなってきておりますし、そういったところに対応できるように、今、研修をしているところでございます。

○阿部計一委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 いや、結局、資格を取得してないというような、今、発言があったと思うのやけど、その資格を取得するためには、それなりの経費というのは要ってく

と思うんですね。その経費負担というのは、自己責任でやられるものか、役所のほうからそういう試験に受験するときの受験料とか旅費とかいうものは、その辺の経費というのはどっちが負担するべきものなんですか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） とりあえず今回のことにつきましては、総務課ともよく協議しているところでございますけれども、とるための研修についての費用は、行政のほうが見るべきやと考えてます。

○阿部計一委員長 ほかに。
吉田委員。

○吉田良子委員 今の課長の説明では、かなり責任のある仕事というふうに受けとめたんですけれども、それで、時間で、今、臨時職員ということで、時間給1,000円という話がありました。なかなか臨時職、そしたら、保険関係はどういうふうになってるんですか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 予算の中では、ちょっと今、その部分を細かく把握しておりませんが、職員は賃金だけで、保険は入ってないと思います。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、労災保険だけと、市がかける労災保険だけだというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） そのように思います。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、170件程度あるということで、これ、南あわじ市の消費者

センターのホームページがあつて、少し拾い出したんですけども、南あわじ市でこれ、相談に行く人で、70歳以上という人が人数的に一番多いというか、率で21%あつて、その次が60歳以上ということで17%で、高齢者が割と多いというような状況になってますけど、この高齢者の方々というのは、具体的にどんな相談をされるんでしょうか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 若い方については、そういったアダルトサイトへの請求なんですけど、高齢者については、いろんな物品を送り届けられたり、また、言葉巧みに商品売りつけられて、クーリングオフができない件とか、いろんなところがあると聞いております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、淡路の中で、県がしている消費者センターと、3市それぞれあると思うんですけども、その受付時間とかいうのは、3市の中でどういうふうになってますか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 南あわじは9時～4時なんですけれども、淡路市は、たしか8時半からだったかと思いますが、この時間については、過去からこの9時～4時というところで、うちのほうはずっとやってきております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先日も新聞で、淡路の消費者センター、サティの中にあると。私もこの間見たときに、かなり広いスペースでしてまして、サティのオープンの時間に合わせるんかと思うんですけど、10時から12時、1時から5時と、ほんで、日曜日も開いてると。買い物客がかなり気軽に相談に行っているようです。

スペースも広がって、そこでは住民票とかそういう交付もしてるようですけれども、買い物かごでてら行くというようなことで、身近な施設なんですけれども、南あわじはちょっとどこにあるのかなというところがあるんですけども、それも、相談者にしてみれば、余りオープンなところよりという方もいらっしゃると思うんですけども。

以前は、ちょっと聞きますと、この南あわじの消費生活センターも、旧庁舎に出前出張

相談というのをしたようですけども、もう旧庁舎がなくなって、それもなかなか行く場所というかがないというようなことで、行ってないようですけども、そういう出前的なことも考えていく必要があるんじゃないかと思うんですけど。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 前段の、サティ等にある分については、当然、なるべくそういった相談というのは人目に離れた部分で相談したほうがいいかなというところで、そんなところもあるかもわかりませんが、うちのほうも、第2別館のほうにあるわけでございまして、市民相談ということも含めてあるわけで、以前は市民生活部にありましたけれども、今は商工観光課のほうで、離れておりますけれども、位置は向こう側にあります。

それで、その出前講座につきましては、当然今言われたように、今後、市民交流センター等を通じて、前向きに春から出ていく予定でございますので、御了承願いたいと思います。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、淡路市、洲本市などは、そういう今、責任のある、先ほど課長が言ったように、責任のある仕事だというところで、本来なら正規職員というような考え方もあるんですけど、嘱託職員というか月給制で対応してると。その中で、講習も行ったり、いろいろしてるようですけども、やっぱり南あわじもそういう責任のある仕事であれば、臨時ということになしに、本来、正規というのも含めて、月給制の職員というようなことも考えていく必要があるんじゃないかと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 今現在も、商工観光課の職員がそういった消費者センターにつながっているパイオネットという情報を入手して、いろんな問題を皆さんに周知できるようにパソコンを開いております。行き来は、今現状でも現職員がやっております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ちょっと質問と答弁が違うように思うんですけども。体制の問題です。

そんな商工観光課、私は、商工観光課、いろんなイベントがあつたり、去年は、振興券の発行があつたり、本当に大変な仕事を職員がこなしてるというふうには思うんです。このたび組織がえの中で、商工観光課にこの消費者センターが入ってきたということで、また仕事量がふえたというのはよくわかる、それだけに、その消費センターの職員の待遇というのをもっと見直すべきではないかと思うんです。

ちょっと話を聞けば、淡路市などは、嘱託で若い人が来て、活発な動きがあるというようなことも聞いておりますので、年齢のこともあるんですけど、動きとして、やっぱり物理的な制約というのがありますので、そこら辺、体制を考えていく必要があると違うかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 人事のほうはちょっと私は存じておりませんが、配属いただきました職員を通じて、そういったところに重点的に対応できるように、今後、事務分掌を考えていきたいと思えます。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 いや、そういう実態がわかれば、課長として、市長なり副市長なり総務なり、人事のところ働きかけるということは、これまでしたんですか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 総務課にはお願いをしました。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 その結果、今回、こういう条例を制定するに当たって、どういうふうな回答があつたんですか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） ちょっとまだわかりません。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、時間の問題も、やはり4時というのは、この間も少し行ったら、もう4時前に電話がかかってきたり、やっぱりなかなか相談する時間帯というのは、もっと延長するというようなことも考えていただきたいんですけど。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 今後、事務所の関係で職員の方をそういったところに、事務所ができれば、職員の勤務時間の5時15分までは、その点は何ぼか聞けるかなと思っております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 最後になりますけども、これからいろんな巧妙な手口で、南あわじでも振り込め詐欺で被害にあった女性が多額の金額を振り込んだというようなこともありますし、手口がいろいろ、マイナンバーの関係とかで、もっといろいろ出てくるのではないかと思うので、時間の問題、職員体制の問題、これではちょっと不十分だという点を指摘したいと思います。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 肝に銘じて対応に当たりたいと思います。

○阿部計一委員長 長船委員。

○長船吉博委員 課長、余り言いたくないけど、課長、やっぱり消費者センターの所長という、兼務しとるわけでえか。それに何かもうひとつ、今の答弁聞きよったら、他人の、ちょっと関係ないような答弁の仕方をしよるのよの。これからほんま、こういう消費者センターの活動というのは、もうより一層ふえてくる。ほんで、この職員というのは、専門性が物すごく出てくると思うねん。そやから、試験が難しいんでえか。医薬品とかサプリメントとか、それから、巧妙な振り込め詐欺とか、いろいろ多種多彩によって試験が難しいんであって、やっぱりそこら、もう少しこの地域の消費者センター、もうこれ、いっそのこと淡路一つにするとか。ほんで、優秀な職員を抱えて、ありとあらゆるものに対応し、時と場合によっては、顧問弁護士にも相談できるようなことも体制づくりをしていかな、僕はあかんと思うねん。

これ、より一層、ほんまにこれから件数もふえてくる。多分まだ、この消費生活センターのあり方、あるところ、市民の方々、知らん人もかなりおると思うねん。そやよって、もう少し、センター所長やねんよって、もう少し自覚を持って、その執行部にどんどんやっぱり言っていってほしいし、当然、職員の方々もそういう所長にはそういう思いをしとるはずやよってやな。もう少し、そういう方面に頑張ってもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 長船委員さんの言われたとおり、そういった自覚を持って対応したいと思います。

○阿部計一委員長 ほかにございませんか。
木場委員。

○木場 徹委員 今、課長の話聞いたら、この5条のこの資格、国家試験やと思うのやけど、正式にこの名前は何という国家試験で、どういう倍率とか、そんなのは調べてますか。どのぐらいの合格率というような。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 試験名称は、消費生活相談員資格試験でございます。試験については、国民生活センター独自の資格認定制度という中で行われております。年1回ということで、秋に日本の15カ所で行われる予定でございます。昨年度は、兵庫県で3名しか受かっておりません。

○阿部計一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 何人ぐらい受けて3人。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 済みません、全体の受験者数は存じておりません。

○阿部計一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今、臨時の方3名、仕事をしてもらっとると聞いたんやけど、この人
らも当然、毎年受けとるんですか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 本年度、初めて受けたと聞いております。

○阿部計一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 頑張って合格するように、課長、フォローしてやって、所長、できる
だけ充実するようにお願いしておきますわ。

○阿部計一委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 ないようでございますので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第46号、南あわじ市消費生活センター条例制定についてを原案のとおり可決すべ
きものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○阿部計一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

(4) 議案第47号 南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例及び南あわじ市農地及び農業用施設災害復旧事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について

○阿部計一委員長 次に、議案第47号、南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例及び南あわじ市農地及び農業用施設災害復旧事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、これで質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第47号、南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例及び南あわじ市農地及び農業用施設災害復旧事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

(5) 議案第48号 南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○阿部計一委員長 次に、議案第48号、南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 この今回の条例の改正というのは、私もちょっとこれ、理解しがたいねんけど。この表の松帆湊浄化センターのところに湊里、上、志知奥、飯山寺というような、鉦というようなところが入るとるわけでございますが、もともと志知地区に関しては、志知に下水処理場があったと思うのやけど、これはどういうことなんでしょうか。

○阿部計一委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） これにつきましては、今回、条例の改正に伴いますが、地域の変更ということで、志知の処理場を松帆湊の処理場へ統合することによって、松帆処理場の処理区域として、志知の部分を加えたということになります。

○阿部計一委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 ということは、今、志知の下水処理場というやつは、もう閉鎖して、閉鎖というか、処理場を閉鎖して、志知の処理場のやつを松帆湊の処理区域のほうへ本管というか通すことによって、将来的なコストの削減というか、そのあたりを考えた上で、そういうふうな処理区の変更をされとるという理解でよろしいですか。

○阿部計一委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） 委員御指摘のとおりでございます。

○阿部計一委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 ほんで、結局、私の地区は、37年とかいうような、西路地区とか、そういうのになっとるのやけど、志知のほうの、ほんなら配管というのは、これは松帆の処理区、いつつないで、志知はいつ閉鎖するの。

○阿部計一委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） 今のところ、志知の処理区についての配管を松帆の処理区へつなぐということについては、まだ現在、県道バイパス等の関係もございますので、どういうルートでもっていくかということは、まだ決定いたしておりませんが、最終的にはこの事業の全体、統廃合につきましては、計画では平成36年度をめどに全部やっということを考えております。

○阿部計一委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 平成36年度なのに、何でほんなら今回、この処理区の変更というか、早急にこの処理区の変更の条例の上程がされるんですか。

○阿部計一委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） これにつきましては、提案の説明資料にもございますように、今まで、今後発生してくるコミュニティプラント事業、厚生労働省の所管の事業でございましたが、灘等でありますが、そこらの施設が老朽化してきているということでございまして、それについての改築工事につきましては、現在のコミュニティプラント事業、厚生労働省の事業では、そういったものに対して補助事業がございません。

そこで、市といたしまして、財源措置の有利な方向を考えた中で、このコミュニティプラント事業を廃止するというので、今回、提案させていただきました。早急な財源措置が必要となるということで、コミュニティプラントを廃止したいということと、改築工事の費用を抑えたいということで、今回、早急な提案となりました。

○阿部計一委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 結局、志知処理場の区域の下水の、結局、あそこを閉鎖したら、あそこもまた当然あいてくるさかい、あれは市の土地じゃな。そやから、いろんな今から事業があるようなやつにあそこも活用、またできる可能性もあるということやの。
終わります。

○阿部計一委員長 ほかに。
登里委員。

○登里伸一委員 ほかの地区は余りわかりませんが、この津井浄化センターに関しては、伊加利地区の全体を全部、津井のほうに集約するというふうに言ってよろしいのでしょうか。

○阿部計一委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） 今現在の計画では、伊加リの処理場を中間処理施設といたしまして、ポンプアップ槽等の施設になろうかと思いますが、そこらで検討していきながら、津井の処理場へ伊加リの汚水を持って行って、処理したいなど考えております。

○阿部計一委員長 ほかにございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 最後のほうに、政策等の形成過程の説明資料というのがあるんですけども、先ほど、コミュニティプラントが期限が来てるという話がありましたけども、ここには農業集落排水、漁業集落排水というふうに書かれてるんですけども、もうコミュニティプラントを最優先するという考え方なんでしょうか。

○阿部計一委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） やはり、この施設の統廃合につきましては、コミュニティプラントだけを優先するというものではございません。市内全体の下水道の効率的な処理ということを考えまして、今回、計画を変更いたしまして、条例改正をするものでございます。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、ここに費用の関係で、経費節減ということで、これ、7,500万ですか、縮減効果というふうになってますけど、これは何年度からこれぐらいの。

○阿部計一委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） これにつきまして、施策説明の形成過程の説明資料で年間7,500万ということを書いてございますが、これにつきましては、全ての処理場が統廃合が整って初めてこういった効果が出てくるのではないかなと考えます。

でございますので、今現在の平成27年の決算と、今度、平成36年以降の決算を比較したときに、この程度は有利になるであろうということを記載させていただいたものでございます。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、先ほど言った平成36年に全ての計画が終わった時点で、その時点から7,500万ずつ削減されるということですか。

○阿部計一委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） 今現在の維持管理費等とか建設費用を比較した場合、36年以降と比較した場合、その程度が削減されるのではないかと考えております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 統廃合するに当たって、また管路をつなぐとか、いろんな経費も要るし、また、その後の処理場の運用とか、そういうのもいろいろ含めて、いわゆるコンサルの計画が出てきて、それを市独自で見直しをかけたということはあるんですか。

○阿部計一委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） あくまでもコンサルと計画を策定する中で、十分協議した中で、地形的とかそういったもの、経済性、地形的に有利であるとか、そういったもの、地域性等も考慮いたしまして、市のほうも入った中で検討し、計画をまとめてきたものでございます。

○阿部計一委員長 質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 ないようでございますので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第48号、南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定
についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
暫時休憩をいたします。
再開は、午前11時10分といたします。

(休憩 午前11時01分)

(再開 午前11時10分)

(6) 議案第49号 南あわじ市立学校就学指導委員会条例の一部を改正する条例制定
について

○阿部計一委員長 再開をいたします。
次に、議案第49号、南あわじ市立学校就学指導委員会条例の一部を改正する条例制定
についてを議題といたします。
これより質疑を行います。
質疑はございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 これまでこういう委員会があったんですけど、開催状況というのは何
回ぐらいあったんですか。

○阿部計一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 大体、2回程度が主でございます。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 年2回ということですか。

○阿部計一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 1学期、そして2学期ということでございます。2回と
いうことでございます。年間です。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 定例的に、もう時期を決めて開催、ここに書いてある人数、80人が
そこに参加されてたということでしょうか。

○阿部計一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 現在、80人以内ということで、71人の方に参加して
いただきました。この中身につきましては、各学校の校長先生並びに特別支援学級の担
当教諭なども一緒に入っていて、議論をしておりましたので、そういうような人数
になっておりました。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、主な審議内容というのはどういう内容。審議内容とい
うのはどういうことだったのでしょうか。

○阿部計一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 主には、特別支援学級への入級を認可する、南あわじ市
として認可が、特別支援学級へ子供が入級することがその子供にとって一番いい教育であ
ろうということを認定する、そして、それを県教育委員会に申請をするということの審議
をする会が主でございました。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、小学校1年生入学時に親は、いろんなそれまでの健康福祉事務所とかでいろんな相談をする中で、特別支援か普通学級かとかいう、悩まれる方があると思うんです。そういう人たちへの保育所とか、そういう相談の方との連携ということが必要かと思うんですよね。それは、この会議とはまた別な形になるのでしょうか。今、1学期、2学期と言われますと、もうその子供たちが入ってる状態になるので、そこら辺の関係というのはどうなってるのでしょうか。

○阿部計一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 今、委員から出ましたような、保健師さんとか、こども家庭センターの課長さん、あるいは、医師会の代表の方、そういった方々もこの委員になっておまして、いわゆるそういう就学前のいろいろな相談につきましても、継続的に相談に乗っていくような体制は、その会でも話をしております。当然のことながら、学校だけではなくて、場合によっては保育所の所長さんや年長組の担任の先生にも来ていただいて、子供の様子を聞かせていただいたりすることもございました。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、そういう個別事例もたくさんあると思うんですけれども、そういうのもこの中で全て洗いざらいというか、そういう話になっていくわけですか。

○阿部計一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 当然、個人情報等々がございますので、中身等については慎重審議されますが、最終的には専門委員会という、同日に開かれるんですけれども、医師会の代表の方等を踏まえて検討をしていくというところでございます。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、新1年生、小学校1年生の親の人で、ちょっとどうしようかという方も話をちょっと聞いたんですけども、そういうケースは今の専門委員会の中で話が出てくるということなんでしょうか。

○阿部計一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 基本的には、まず保育所であれば保育所、幼稚園であれば幼稚園でございまして、当然のことながら、こういう事例につきまして、学校との連携を図ったりしております。具体的には、教育委員会としては、淡路教育相談ということで、いわゆる淡路特別支援学校の専門の教師に来ていただいて、そういう就学前の教育相談、就学中の教育相談もそうですけれども、特にそういう発達障害等々の部分について、悩みを持たれている保護者の皆さんの対応について、そういう相談には乗らせていただいています。そこも、学校や保育所、幼稚園からそういう紹介をさせていただいて、一度、そういう相談を受けてみませんかということを紹介させていただいております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 もうそこへ入学式が来てるんですけども、小学校内の特別支援学校へ行くわけでなしに、クラス編成の中でどうするかということで悩まれてるようなので、こういう会の中で話が出るのか、もう個別対応なのかというところが、少しちょっとわかりにくかったのでお伺いしたんですけども。基本的にはもう個別対応というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○阿部計一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） この委員会の中で、特別支援学級の入級が必要であるということを最終的に決定しますので、この中で書類等々については審査させていただいております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、今度、教育支援委員会条例というふうになるわけですが、この1条、設置の目的で、社会啓発の事業に関する調査・審議を行うという部分が文言として少しないように思う、必要な事項ということになってるんですけども、少しちょっと制度的に啓発事業が軽くなるというか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○阿部計一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 今回の条例改正につきましては、やはり一貫した、就学前だけでなく、これからも一貫した教育をしっかりとやっていきたいと思いますというふうな意味で教育支援委員会というふうに名称も変えて取り組んでいきますので、今、委員がおっしゃるような啓発事業等につきましても、いわゆる合理的配慮というのが来年度から非常に実施されておりますので、そういう部分を含めて、しっかりとした取り組みをこの委員会の中でもしていきますし、それ以外のところでも当然、指導していきたいというふうに思っております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 最近、学校要覧なんかをみますと、それぞれの学校でほとんどが普通学級と特別支援学級というのがあって、何か人数的にふえてるような傾向があるんですけど、そこら辺はどうなんでしょうか。

○阿部計一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） ほぼ同程度の人数でいってるんですが、やっぱり出入りもありますし、その学級がそのまま設置されておれば、そこへずっとそのまま入りますが、ない学級を新たにつくる、いわゆる自閉情緒学級がない学校に、新たに自閉情緒学級をつくるというと、新設というふうな形になります。

今現在につきましては、数等については把握しております。ほぼ同数で来てますが、学校によっては、その学級の生徒が卒業しますと、その学級がなくなります。そういったことで、しかしながら、次の年には、今度、小学校のほうから中学校へ入学してくると。そうすると、またその学級が復活というのか、設置が必要であるというふうなこともありますので、若干ふえてると思うんですけども、そういうような対応をさせていただいております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 最後になりますけど、障害のある児童生徒をいろんな環境の中で、過ごしやすい生活環境、学校環境をぜひつくり上げていただきたいと。そのためにも、この委員会の重要性というのが大きいものがあると思いますので、期待して、終わります。

○阿部計一委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 2点ばかりお尋ねするわけですが、この委員会、委員80名以内ということでやられとったやつを、20名以内にすると。少数精鋭にして20名にする、これだけの削減を一気に、委員を削減するという、なぜかというのと、それと、この教育支援に携わる者、委員の選任の、組織の委員の選任についての中に、教育支援に携わる者というようなことを書いとんねけど、今までこの学校の校長さんとか、養護の先生とかその辺が入って71名で組織しとったやつを、今回の改正によって20名以内に、かなり削減、大幅に削減した、これは何か費用弁償か何か発生しとるので、コスト削減しよるのでやっとなのか。

それと、この委員の組織やけど、学校関係、教育支援に携わる者というたら、具体的にどういふ方を、今度委員に選考しようとされとるんですか。

○阿部計一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） まず、80人から20名ということですがけれども、まずこれにつきましては、多くの個人情報もありますし、まず、基本的には代表の方々の組織として、この委員会を中身を充実させていきたいというのが一つでございます。

ただし、先ほどからありますように、やはり子供の実態をよく知っているのは、その学校の担任の先生であったり、あるいはその学校の校長であったり、あるいは保育所や幼稚園の先生であることが多いので、第6条のほうに、委員会は、必要があると認めるときは委員以外の者を出席をさせて意見を聞く、あるいは、または必要な書類の提出、説明を求めることができるという文章がありますので、それに基づいて、今回、わざわざ直接、多く関係のない校長まで集める必要はないだろうという判断の中で、20人以内ということでさせていただきました。

主に今のところ、7人から12人の予定をしておりますけれども、そういう部分でいきますと、まず、医師、南あわじ市の医師会の代表の方を2名、それから、教育職員として小学校の代表校長、中学校の代表校長、それから、児童福祉施設または児童相談所の職員ということで、兵庫県中央こども家庭センター洲本分室の課長、また、関係行政機関の代表ということで、健康課の保健師、また、学識経験のある者ということで、淡路特別支援学校の校長先生、そういった方々を主に委員として委嘱して、専門的な視点から協議をしていくというふうに考えております。

○阿部計一委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 結局、80人おって、今まで、市内の小中学校の校長先生初め養護の先生方も踏まえた上で、71名でやっとなと。今の課長の説明だったら、代表校長

ということは、私は市内に小学校、中学校の校長さんをお呼びだけで、もう20人以上になると思うのやけど。その辺、学校のやっぱりこういう教育に携わっておる、共通認識を持つという意味合いにおいて、やはり代表の校長先生ぐらいは、守秘義務を守るのは当たり前の話やし。

そやから、そこら、今まで71人が多いんやけど、いきなり20人というのは、やっぱり市内の学校の校長先生方がせめてそういうふうな会を持って、いろいろさまざまな意見を、共通認識を持つという意味合いから。減せばいいというもんでも、私はないと思うのやけど。これ、何でこれだけいきなり。これはあれか、費用弁償か何か出よったわけですか、この委員会の開催に当たっては。

○阿部計一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） この委員会の人数が非常に多いのは、私も今回、改正するに当たって、非常に思うところはあったんですけども、谷口副委員長がおっしゃるように、校長先生方で、やっぱり関係のないといたらおかしいですけども、そういう部分の校長先生方ではなく、関係する校長先生方については、委員ではなくても、先ほど申し上げましたように、この子供の様子等々の意見を聞きたいということで、御出席をオプザーバーとしてしていただいて、体制を組んでいきたいとは思っております。

○阿部計一委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 まあ、今、課長、小学校の数、中学校の数というたら、何ぼあるんですか、市内。

○阿部計一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 小学校は16校、中学校が6校でございます。

○阿部計一委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 ということは、22名ぐらいは学校の校長先生は、私はこの中に入るべきやと思うで。これ、私自身の考えやけど。やっぱり校長先生というのは、やはり教育現場で、学校の中で、他校の情報であったって、今の現状ということ、その委員会で専門的な意見を述べるときに、これは、1校の校長先生というたら、そういう私は職責にあると思うのやけど。これを、代表校長じゃ、代表の何やだけで、それは、校長先生

もこんな会に出たって、意見も言えへん、中身のない会議やさかいに、もうこれ、削減せえということでこれを削減しよるといふの、そういう認識を持つのやけどな、私は。

やから、そんなんでないと、やはり、子供の教育に関しては、学校の校長先生やいうたら、その校区の長たる者が、こんな委員会を通じて、さまざまなこういう情報収集といふか、共通認識を持つべきやと。それで、22人といふのは、ちょっと納得できらんところあんねけど、その辺、校長先生も、全員、オブザーバーでないけんと呼んで、会を、重要な会を開催するように努めていただきたいと。どうですか。

○阿部計一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 関係小中学校の校長及び職員につきましては、関係する部分について御出席いただいて、対象児童の状況について報告していただいたり、そういうことはさせていただきたいと思います。

○阿部計一委員長 長船委員。

○長船吉博委員 先ほど、課長は、6条か、必要とする場合、特別、そういう専門の方を呼んで相談するというふうなことも可能だといふふうに言われておりました。しかし、この20人以内という組織編成の中で、僕はやっぱり、この地域にでも障害者を持つ保護者がかなりおる、その団体もあります。ですから、そういう実際、そういう部分に携わってきた方々は、やっぱり自分が一番よく苦勞してきた経験があり、こんな言うたら悪いけども、先生方は、やっぱり他人の子やと。やっぱり、自分の子は自分たちがそういうふうで育ててきて指導してきたといふ方々のやっぱり意見も必要では、僕はないかなという思いがするんですけど、そこらはどういふふうに捉えておるんでしょうか。

○阿部計一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 本当にそのいろいろな事例、事象がたくさんありますし、いろいろな関係団体の方のお話もいろいろありますので、その辺は十二分に以後検討しながら、本当に必要な部分については、この委員会にもオブザーバーで来ていただいて、意見を聞くような場は持ちながら考えていきたいといふふうには思っております。

○阿部計一委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ぜひとも考えていただきたい。どうしても、こんな言うたら非常に失

礼ですけれども、学校の中というのは、密室というか閉鎖的というか、仲間意識の強い部分が多くて、やっぱりえらい目するのはやめておこうかというような子を避けて通るというか、自分らの仲間に余り負担をかけたらくあい悪いとかいう、そういう部分もないとは、あつてはいかんことやけども、ないとは限れへんので、やっぱりそういう一般の、特に障害者を持つ保護者の方々というのは、自分らの強い思いがあると思うんですね。

そういう、教師の、教育関係者の方と相違った部分で、それはやっぱり、できたらこの22人の中にでも2人ぐらいでも入れてあげたら、またまた、より幅も広がる、意見の審議の中身もより一層充実するんじゃないかなという思いがするんですけど、また一度、その部分も検討してください。

○阿部計一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 十分に検討させていただきたいと思います。

○阿部計一委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第49号、南あわじ市立学校就学指導委員会条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○阿部計一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

(7) 議案第50号 南あわじ市松帆銅鐸調査研究委員会条例制定について

○阿部計一委員長 次に、議案第50号、南あわじ市松帆銅鐸調査研究委員会条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 ここに書いてある委員会、この委員会は10人以内で組織するというふうに書いてあります。学識経験のある人、また、教育委員会が必要と認める者というふうに書いてあります。以前に、三原で、中央公民館でシンポジウムというか、開かれましたけれども、かなりいろんな角度から学者の方々が発表されておりました。

そういう話を伺ったときに、幅広い銅鐸に関する学者の方々の思いというのを感じたわけですが、その中で、この学識経験のある人というのは、どういう方を予定してるのでしょうか。これは、10人の中に何人ぐらいを予定してるのでしょうか。

○阿部計一委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） 現在、調査委員会のメンバーとしましては、先般のシンポジウムに参加していただいた先生方を中心に入っていただくことになっております。今現在、考えておりますのは、国立文化財研究機構、奈良文化財研究所の文化財センター長であります難波先生、それから、大阪大学大学院文学研究科の福永先生、それから、奈良県立橿原考古学研究所の共同研究員であります森岡先生、それから、兵庫県立考古博物館の館長であります和田先生、この4名の方につきましては、先日、シンポジウムでパネリストとして御参加いただいた先生方です。

その後、専門的な分野で、奈良文化財研究所の保存修復科学研究室という部屋がありまして、そちらのほうから田村先生、それから、同じく奈良文化財研究所の遺跡・調査技術研究室のほうから村田先生、それから、愛媛大学の准教授であります吉田先生、それから、兵庫県立考古博物館の主任調査員であります種定先生と、先ほど言いましたとおり、こういう青銅器文化にずっと研究をされている方々にお集まりいただいて、それぞれの分野でいろいろな研究・調査をしていただくように考えております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員　　これについては、会議は委員長が招集して、その委員長が議長となるというふうになってますけれども、距離的にも大変幅広い人材の方々に来ていただくようで、なかなか会議も設定も難しいのかなというふうに思うんですけど、この会議はどういうふうな運営を考えられているのかというのは。

○阿部計一委員長　　社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二）　　会につきましては、奈良文化財の研究所を中心にして、そちらのほうで開催をさせていただきたい。大体、年間2回から3回程度、緊急的に調査項目がふえたり、注目するような実例が出たときにお集まりをいただくようなこともあるかと思うんですけども、二、三回程度でお話をできたらなというふうに考えております。

これは、なぜ奈良で行うのかということになるわけなんですけども、その現物を見ていただきながら、そこでお話をさせていただく場合があると思います。それからもう一つは、そこにある器材、奈良文化財研究所にあります器材を通して見ていただく場合、例えば、顕微鏡なんかでも、高倍率で画面で映せるようなシステムを持っておりますので、そういう高濃度の部分での研究課題等もございますので、奈良文化財研究所のほうで見ていただくようになります。

それから、一番大きなのは、やはりそれぞれの物質に合うた温度・湿度管理、それぞれをしていただいて、現在、保管庫のほうで管理をしていただくような形になりますので、やはり、奈良文化財研究所のほうでお願いしたいというふうに考えております。

○阿部計一委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　そうすると、こちらが、教育委員会が奈良の研究所へ出張して、そこで会議を開くというふうになるわけですね。

○阿部計一委員長　　社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二）　　そういう形になります。

○阿部計一委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　それで今回、費用弁償の関係も出てるんですけども、これも松帆銅鐸調査研究委員会委員長、委員、それぞれ、委員長は1万2,000円で、委員が1万円、

これは、この人たちに該当するというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○阿部計一委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） 委嘱する委員の皆さんの報酬になります。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、会を1回したら、委員長は1万2,000円で、委員が1万円ということによろしいのでしょうか。

○阿部計一委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） そうでございます。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、これは、こちらから教育委員会が出て行って奈良ですということですけども、なかなか奥深いものがあるって、いつごろにというようなことはどうなんでしょうか。

○阿部計一委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） 私どものめどとしましては、今年度、調査を全部済ませればと思うんですけども、やはり研究課題というか、課題が多くございますので、ことし、来年として、調査を行っていきたい。その後、再来年度は、それに基づいて報告書という形で、何とか3年までにはおさめていきたいというふうには考えております。

ただ、何回も言いますが、その途中で研究している部分で、調査している段階で、いろんな情報が出てきますので、その辺は県教委並びに文化庁と相談しながら進めていきたいというふうには考えております。

○阿部計一委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 これ、課長、私はこれ、ちょっと今お聞きしとったら、この委員というのは市外の方ばかりで、これ、それぞれ考古学でないけど、その辺の学者が研究

してくれるのは結構なことですわ。けど、この委員会の立ち上げというのは、これ、南あわじの条例で立ち上げた委員会やと思うのよね。先ほど、課長の答弁を聞いておったら、もう市外の学者ばかりで、これ、このためにあれして、今いうんか、銅鐸の調査研究で今回、予算をようけ置いとんのけ。

それと、松帆銅鐸の活用というか、保存活用に関することとかいうことやから、地元のそういうようなやつ、こんな、学者ばかりでただ、この人らが昔の自分の持った知識で研究するのに、何で。ちょっと納得できらんけど。10人以内いうたら、10人で、市内の人は何名入るのですか。

○阿部計一委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） 地元学識経験者ということで、現在1名、多分、文化財審議委員の方に出席いただくようになるというふうに考えております。

○阿部計一委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 地元から1名で、市外が9名。私も、南あわじ市でも、前の役場の川野さんとか、それとか当然、考古学でないけど、この文化の何とかいう人、いてるでしょう。あそこに。定松さんとか。せめて、やっぱり地元のそういう人も行って、ほんで、地元のほんまに川野さんなんかやったら、松帆の銅剣のときからというか、そういう旧町の西淡町の職員でしたけどね。

そんな方々もやっぱり、地元の意見として有効活用とかいうようなことだったら、その辺、この委員会において、私はそういう協議の場かと思ったら、ただ単に、これはいつのやつで、これは舌があって、これはひもがついた貴重なものやて、こんな研究するだけの委員会だったら、何じゃ、別に南あわじ市で条例制定してまでこんな委員会、設ける必要ないと私は思う。地元の人をせめて、これは、地元の委員を、やはりそれなりの市のあの方々とか、せめて、川野さんとかいう人を入れていただきたいと思うのやけど。10名以内になつとるやさかい、その辺はどうなんですか。

○阿部計一委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） 最初に言いましたとおり、この松帆銅鐸につきましては、いろんな研究課題、研究をしていただく分野、それぞれの分野でお願いしていくようなことになると思います。ただ、それぞれの研究分野で分野が違いますので、その分を科学的な調査をまず研究させていただいた後、活用につきましては、地元、当然、文化財審議委

員さんを中心にして、活用法、また、展示方法について考えていきたいと。だから、調査と活用と、ある程度の部分は使い分けをしながら考えていきたいなというふうには考えております。

○阿部計一委員長 小島委員。

○小島 一委員 2点ほど。まず、これは銅鐸に限定した委員会になっとなねんけど、例えば、埋蔵文化財調査研究委員会として条例制定して、その中で銅鐸の部分は今回するというふうにせなんだ理由ですよ。

それと、この研究の成果は一体どこに帰属するんか、南あわじ市の分に帰属するんか、考古学博物館のほうになるんか、両方にあるんか。その辺、ちょっと教えてほしいんですけど。

○阿部計一委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） 実は、この調査委員会をこしらえるときに、文書法制課ともいろいろとお話をさせていただきました。なぜ松帆銅鐸にこだわったかといいますと、まず、この今、近々の課題であります銅鐸を調査していくことが第1点、それから、市内に文化財審議委員という従来からある文化財の専門に調査される方々がいらっしゃいますので、その差とをちゃんと位置づけをしておこうということで、ある程度の文化財につきましても、市内のその文化財審議員の方に調査をお願いしていくと。

あともう一つ、研究の成果につきましては、現在、南あわじ市教育委員会が主になりますので、そちらのほう、それから、今回、奈良文化財研究所のほうと研究について委託をしますので、そちらと共同研究という形になるかと思えます。

○阿部計一委員長 小島委員。

○小島 一委員 ということは、その先生が研究の成果として学会で発表するようなきも、市に対して一応、こんな形で発表しますよというふうなことは相談があるわけですね。

○阿部計一委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） 調査資料という部分で、いろいろなデータが出てくると思うんですけども、そういう部分につきましては、当然、南あわじに帰属していただきますの

で、そういうような活用のときには、多分、慎重にされると思います。

○阿部計一委員長 小島委員。

○小島 一委員 それと、あと、ほかの埋蔵文化財については市にそういう組織があるというふうなことで、同じようなところから、例えば銅剣であったり埴輪であったりというのが出る可能性がないとも限らへんねんけども、その場合はそちらで調査するというふうな形になるんか。

それと、もう1点は、この銅鐸の調査研究が終わったら、もうこの条例は廃止されるというふうに考えてよろしいんですか。

○阿部計一委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） 新しい遺物等が出たとき、これは、県教育委員会と相談して、どのような処理をしていくかはまた考えていきたいというように考えます。

それから、この条例につきましては、調査が終わり次第というふうになっておりますので、調査が終わった段階、報告書が策定された段階で、終わってしまうというふうには考えております。

○阿部計一委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第50号、南あわじ市松帆銅鐸調査研究委員会条例制定についてを原案のとおり可

決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

(8) 議案第51号 南あわじ市スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定について

○阿部計一委員長 次に、議案第51号、南あわじ市スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 これは、灘小学校が閉校になって、体育館をスポーツセンター体育館として社会教育施設にするということですが、今、灘小学校について、2回目の企業誘致というかプロポーザルしてると思うんですけど、この体育館を外すというか、除外した理由についてはどう、なぜこうなったのかについてお伺いします。

○阿部計一委員長 体育青少年課長。

○体育青少年課長（柏木浩一） 旧灘小学校の体育館でございますが、おっしゃいますように、校舎部分については、今、企業さんとか希望とかとっていると思います。この体育館につきましては、やはり地元のやっぱりスポーツ団体というのもございまして、やはり地域の体育館を利用してスポーツに利用したいというふうな要望もございまして、スポーツ振興の面から、体育館をスポーツセンターに組み入れた中で運用させていただきたいということでございます。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、灘も広い地域で、これを利用するとき、車で来る方もいるかなと思うんで、そこら、駐車場の確保とか、そういうもろもろのことも発生すると思うんですけど、そこら辺は仕分けはできているんでしょうか。

○阿部計一委員長 体育青少年課長。

○体育青少年課長（柏木浩一） 現在、体育館の前に狭いとは思いますが、駐車スペースがございます。それで、そういったところを活用しながら、状況を見ていきたいと思っております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 状況を見るということになると、進出企業と話し合いということも可能だというふうに理解してよろしいのでしょうか。まだ決まってはない、もう決まったんですか。まだ決まってないのではないかと思うんですけど、そこら辺は話し合いの余地があると。副市長、ほんなら答えてもろうたら話が早いんで。

○阿部計一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 小学校跡地の利用につきましては、あそこ、市道が通ってます。市道で体育館とプールが分割されておるわけですので、その部分も外してます。それと、その前に一部、駐車場があるんですが、その駐車場も利活用のところからは外しておりますので、駐車場として使うということにしております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 その面積が狭いというような話が担当課からあったので、利用するとき、そこら辺は臨機応変に対応できる部分があるのかどうかというのは、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○阿部計一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） プールもあるんで、プールについても取り壊して、駐車場に使うかなということは考えております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたらまあ、そういうことで不便はなくなる、不便性は感じないと

いうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○阿部計一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 駐車場の広さというのは、それはもう限りなく広いほうがいいんだらうと思うんですが、通常、使う方々のことを考えると、十分に足りるんでないかなというような思いはいたします。

○阿部計一委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 この体育館とかグラウンドの利用料についてお尋ねするわけですが、体育館、高校生以下100円、200円とかいうて、照明500円、グラウンド350円、700円、照明700円とかいうのやけど、これは同じ市内の学校の体育館の利用料金と比較すれば、類似施設の体育館で例えばお尋ねをするわけですが、灘スポーツセンターの使用料はこういうふうになっておりますが、例えば、この近くの市小学校の体育館の利用料金と比較すれば、どのようになっておられますか。

○阿部計一委員長 体育青少年課長。

○体育青少年課長（柏木浩一） 学校体育施設の利用料金でございますが、これは、市内の学校体育館については、同じの料金設定になっております。

○阿部計一委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 いや、もう一遍確認させてもらうのやけど、例えば、体育館の利用料で、一般の方200円いうてなってますでしょう。ということは、市の体育館を利用しても、一般の方は200円で使えると、そういう理解でよろしいんですね。

○阿部計一委員長 体育青少年課長。

○体育青少年課長（柏木浩一） 基本的にそのとおりでございます。ただ、細かく体育館の使用料の減免制度とかもございまして、基本的にはこの料金の基準でございます。

○阿部計一委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 基本的にかどうか、私は、同じ社会体育というか、大人の方の一般の方が、バスケットを練習すんのやけんど、体育館の利用料が高いというような声があったんでお尋ねしとるだけで、200円だったら高いと言わんと思うさかい、その辺、私ももうちょっとその関係者の方にお尋ねして、再度、また質問すんねけど。一般的にはこの類似施設だったら、一般200円というやつは、もう同等の利用料金やいうことでよろしいんやね。わかりました。

○阿部計一委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第51号、南あわじ市スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。
暫時休憩をいたします。
再開は、午後1時といたします。

(休憩 午前11時54分)

(再開 午後 1時00分)

(9) 議案第52号 南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について

○阿部計一委員長 再開をいたします。

次に、議案第52号、南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

木場委員。

○木場 徹委員 改修したんで新たに使用料を定めたと書いてあるんですが、どこを改修したんですか。

○阿部計一委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） まず、議案の一部改正する条例の中でうたっております四つの公民館について説明させていただきます。

御承知のとおり、昨年度4月1日から市民交流センターがスタートしました。その中で改修に伴う部分、それから、その開設に伴う部分で変更がありましたので、それについて条例を改正するものであります。

まず、別表の津井公民館についてなんですけども、こちらのほうは産業文化センターの1階会議室、そちらのほうがミーティングルームというふうになっておりまして、それを平米5円で改定をしております。

続きまして、丸山の公民館の部分なんですけども、こちらについても、改修に伴う会議室を増築しましたので、その部分を入れております。それから、賀集公民館につきましては、こちらは図書室の部分の使用料を計上しておりませんでしたので、それをつけ加えました。それから、阿万地区公民館につきましては、阿万地区の新設、現在、新築をしております施設の2階に新しく公民館ができますので、その部分を挙げさせていただいております。

なお、この単価につきましては、基準がございまして、会議室平米5円ぐらいということで、広さに応じてそれぞれの使用料をつくっている分でございます。

○阿部計一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今、賀集と阿万について説明、平米当たりなかったんですが、どちら

も平米5円の算出でこの使用料を確定しとるんですか。

○阿部計一委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） 昨年度改定するとき、全て改定をさせていただいておるわけなんですけども、俗に言う会議室については平米5円で、今回、挙がってないんですけども、調理室については平米おおむね8円。この8円につきましては、水道料、ガス代を含んでいるということで、8円にさせていただいております。

○阿部計一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 この丸山の、ほかのところは知らんのやけど、地区公民館で会議室とこの丸山を改修した覚えがない、全然見当たらんやけど、どこ。そんな改修あったんですか。

○阿部計一委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） 丸山の前の事務所、要するに職員室、あそこが事務所になってましたので、今回、小学校、前の校長室が事務所になってます。その前の事務室のところが会議室ということになります。

○阿部計一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それじゃ、改修でなしに、移動したということだけのことやね。

○阿部計一委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） 改修をしたのは、市民交流センターの事務所の部分の改修ということです。

○阿部計一委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 ないようでございますので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 阿部計一委員長 ごさいませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第52号、南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

- 阿部計一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(10) 議案第7号 平成27年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算(第3号)

- 阿部計一委員長 次に、議案第7号、平成27年度南あわじ市介護保険特別会計補正
予算(第3号)を議題とします。
これより質疑を行います。
質疑はございませんか。
吉田委員。

- 吉田良子委員 1点だけお伺いいたします。10ページの介護予防サービス計画給付
費が500万ほどふえておりますが、この要因についてお伺いいたします。

- 阿部計一委員長 長寿福祉課長。

- 長寿福祉課長(静永峯雄) 10ページの介護予防の計画策定ですね。計画というか、
介護予防のほうの利用者がふえているということで、それらに対する計画についての費用
がふえているということになります。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 介護予防というと、要支援1、2の方かなというふうに思うんですけども、そういう人たちの計画を策定するというように理解してよろしいのでしょうか。

○阿部計一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） そのとおりでございます。市のほうで計画を立てると。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 要支援1、2というのは、介護でも軽い方、軽いというか、重症化を防ぐためには、こういう計画を立てていくのは重要やと思うんですけど、これ、何人ぐらいふえてるのでしょうか。

○阿部計一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 2月現在では、要支援者が953名となっております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは、現状で1、2の方で953名。今後これ、2月から、もうほとんど来てるんですけど、若干ふえるという予想なんですか。

○阿部計一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 年度初めに要介護者のほうが多いというふうな想定をしてたんですけども、このたび補正してますように、要介護者が減り、要介護1の方が要支援になっているというケースが多くなったということでございます。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 認定調査というのは、かなり介護度を見る上で難しいものがあると思うんですね。医師の診断書が優先するかと思うんですけども、やっぱり実情に合った認定調査というのをぜひお願いしたいと思うんですけど、その点いかがですか。

○阿部計一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 当介護保険係のほうも、適正化に取り組んでおりまして、その辺の診断書と、また調査との突合ということをしながらか、判定のほうに持っていってありますので、その辺、今までよりも、今まででもやりましたけども、より正確になっているんじゃないかと思っております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 最後に、平成29年度から総合事業に移行するというこた、認定の受け付けもチェックリストだけでいいというように方向転換をしようとしております。ですから、そこら辺では、実態のある介護度認定になるのかという懸念もありますので、そこら辺、今後十分に検討していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○阿部計一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） チェックリストを行いながら、要支援1、2のほうにかかりそうかなというふうな判断はさせていただきながら、介護認定を受けていただくというふうなことも、これからも出てくるかと思っております。チェックリストだけでなく、要支援1、2の方の介護保険の利用もまだまだありますので、通所なり訪問のほうはなくなりますけども、その他の訪問看護であったり、住宅改修等々の場面においては、要支援であっても利用できることになっておりますので、認定は必要となっておりますことを理解しておりますので、チェックだけじゃなくて、要る人かなと思ったら、要支援にかかりそうというふうなことになれば、認定審査を行ったほうがいいんじゃないですかというふうな相談もさせていただきたいと思っております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今後のことあります。介護度の認定によってサービスの量も変わってきますので、そこら辺十分対応していただきたいと思ひます。
終わります。

○阿部計一委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 これにて討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第7号、平成27年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

(11) 議案第8号 平成27年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)

○阿部計一委員長 次に、議案第8号、平成27年度南あわじ市訪問看護特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結をいたします。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長　　これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第8号、平成27年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○阿部計一委員長　　挙手多数であります。
よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

(12) 議案第54号 公の施設の指定管理者の指定期間変更について（休日応急診療所）

○阿部計一委員長　　次に、議案第54号、公の施設の指定管理者の指定期間変更について（休日応急診療所）を議題といたします。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長　　質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長　　これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第54号、公の施設の指定管理者の指定期間変更について（休日応急診療所）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○阿部計一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

(13) 議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について（休日応急診療所）

○阿部計一委員長 次に、議案第55号、公の施設の指定管理者の指定について（休日応急診療所）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 この指定の期間、28年8月1日から38年3月31日という、10年間になっとなんねんけど、これは、今の賀集のほうへ行かれるのは、この28年の8月1日からということでこういうふうな指定期間を設けとるわけですか。

○阿部計一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 12月議会のときに、一応、8カ月以内に移転するという形で条例を認可していただきました。それで、その後ですけども、施行規則のほうによりまして、8月1日とさせていただいてます。8月1日は平日に当たりますので、たしか、8月7日か6日か、そのあたりの日曜日が実際の営業日になってきます。

○阿部計一委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 ということは、8月の祝日から移転するやいうことは、今まだあそこの改修というか、さまざまな進入道路であつたりとか、何か整備もせんなんと思うのやけど、それはもう8月1日までにはもう施工というか、間に合うというような理解でよろしいんですか。

○阿部計一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 専用の出入り口につきましては、先月にもう完成しております。今、保健センターの中の斫りとかを終えて、解体の部分ですけども、それは終了いたしております、内装の部分のほうに今、移っております。

○阿部計一委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 それと、市民への周知というか、当然、道路標識というか、国道等々にも南あわじ市休日診療所とかいうような道路標識ありますわね。あの辺の当然、やりかえというか、その辺、市民への周知等、当然、国道に出とる休日診療所の道路標識等も当然、それと並行して8月1日に間に合うように準備はしていただくという理解でよろしいんやね。

○阿部計一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 周知用の看板等につきましては、国道ばたのほうは、国交省の所管になっておりまして、洲本のほうへ依頼しております。それから、スーパーMASUIとか村野診療所のあのあたりから入っていくわけですが、あそこにも1カ所つける予定にしております。

○阿部計一委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 あそこ、私はバックヤードというか、バックスペースにかなりのスペースがあったと思うんですわな、あの休日診療所の後ろよ。あの辺、大規模災害というか、集団救急事故というか、多数の傷病者が出たときに、あの辺の利活用をできるののではないかというような思いで、今の休日診療所にないようなスペースが、新たに移転されるところにはあると思うのやけど。あの辺の利活用について、どのようにお考えはされておるんですか。

○阿部計一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 大規模災害時ですけども、休日診療所から向こうの部分につきましては、普通財産になっておりますが、医師会のほうに指定管理しております。それで、救護所ということで災害時には使いたいと考えております。

○阿部計一委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 サンライズのところにも県の災害用の備蓄倉庫があんでがな。私も今回、あんな訓練をするときに、あそこから沼島へ物資の輸送とかいうようなやつをしたらええというような考え持っとんのやけん。あの休日診療所も、そやさかい、その辺の災害時用の備蓄というたら、医療というか、そういうやつもできたら備えるような方向で考えていただきたいなという思いがあんのよね。その辺、また8月1日、今からのことやから、順次、そういうことも計画して、市民の医療の関心の充実に対して頑張ってもらいたいという思いがありますので、それだけお願いして、終わっておきます。

○阿部計一委員長 ほかに。
吉田委員。

○吉田良子委員 基本協定書の11ページに、施設の改修で3万円を超えるものと、そこから、修繕については指定管理者と市と協議の上、市が自己費用において責任において実施するというふうになってますけど、この3万円という金額設定というのはどういうところから出てるんでしょうか。

○阿部計一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 従来から3万円という形で修繕費を協定書で書いておりました。それで、基本的には市が直すという解釈を私たちはしてるつもりでございます。3万円やったらもう、少しの金額でございますので、ちょっと修繕が必要やなと思えることになれば、3万円を超えることがほとんどでないかなと考えております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 じゃあ、まあこれまでは、ほとんど市が修繕してきたと。けど、施設が新しくなれば、修繕というのはすぐにはないように思うんですけども、こういう従来どおりの契約ということによろしいんでしょうか。

○阿部計一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 多分、修繕等は少ないとは思いますが、従来どおりの形で、今までもそういう形でやってきておりまして、支障なく医師会のほうも受けていただいて

おりますので、そのとおりにやっていきたいと考えております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、もう1点、この施設の中に歯科医師会の事務所が入るといふふうになってると思うんですけども、本会議でも質疑があったんですかね、その費用、会場費というか、そういうのはどうなるんでしょうか。

○阿部計一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 医師会と同じような形で、施設使用料はいただかないんですけども、光熱水費実費相当分という形で、使用料をいただく予定にしております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、少しお金をいただくということですけども、休日診療所って、歯科の部分はないと思うんですけど、今後、そういうところにも広げていくというようなことは考えてるんでしょうか。

○阿部計一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） そこまでは考えてはおりませんが、同じ医療に携わる医師でございますので、強い要望等もありましたので、医師会と同様にそこに入れていただくという形をとっております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言ったのは、そこへ入るという話ですけど、診療科目というか、歯科の分も休日診療所で対応するというような将来的な考えはないんですか。

○阿部計一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 将来的にはあるかもしれませんが、しかしながら、今の段階では、休日診療所ということは外科、内科、小児科が主になってきますので、医師会のほうで云々しておりますけども、歯のほうも結局は医師でございますので、その辺はまた要望

があればお伝えしていきたいと考えております。

○阿部計一委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第55号、公の施設の指定管理者の指定について（休日応急診療所）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

(14) 議案第56号 公の施設の指定管理者の指定について（灘黒岩水仙郷）

○阿部計一委員長 次に、議案第56号、公の施設の指定管理者の指定について（灘黒岩水仙郷）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 これまでも議会の中で質問があったと思うんですけども、水仙郷、2万3,200人というような入園者数で、なかなか収支の関係では厳しいのではないかと

思うんですけど、どういうふうな収支になってるのでしょうか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 細かい数字はまだ向こうのほうから決算を上げてきておりません。来週、その中身の決算について伺う会を予定しております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 おおむねでもわからないというところですか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 実際、本人から聞いた額というのは、ちょっと私もないので、ちょっと軽やかに言えないんですけども、結構な額いってるんじゃないかということでございます。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ちょっとわからない中で、この協定書の中のリスク分担というところで、その3項で、開園期間中において気象条件等不測の事態により営業、これは不能と書いてあるんですけど、となる場合、赤字に関しては市と協議するというふうになってあります。なかなか経営が厳しい中で、これは今後、市と協議するということになるんですか。営業不能というふうになってるんですけど、それをそういうふうに見るかどうかということもあるんですけど、そこら辺はどうなんですか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） これも、今の部分については、来年度からの指定管理の基本協定書の要綱なんですけれども、本年度にはこの部分がなかったわけございまして、今回、この1月末に降雪がありまして、ああいう水仙が倒れてしまったという中で、営業をちょっと休業したというところと、これ、営業不能というところの部分がどれほどまでこの期間が行くのかどうかというのがちょっとまだ決められておりませんが、降雪及び自然災害によって、そういった営業ができなくなったときには協議していくというところでございます。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、課長の答弁がありましたけど、これは、今回の指定管理でこういうふうにしますよということですけど、それ、以前のやつは、これは条項にうたわれてなかったと。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） はい。今回、こういうことがありましたので、こういう条項を入れた次第です。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、それが今回から生きていくということになれば、ことしの厳しい経営については、もう自己責任という判断ですか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 現状では、指定管理者の御負担になるというところでございます。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今後、やはり受けるというのは地元の方でないとなかなかこの施設を管理するというのは大変なことになるので、やはり市もバックアップするというようなことで協議の土台に載せていただきたいと思いますと思うんですけど、いかがでしょうか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 来週等で一応、その27年度の決算報告をいただく予定でございますので、それを受けまして、内部、または上司の方と協議したいと思います。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 状況を見て、上司の方とということですけど、副市長、そういう話がありますけど。状況を見てということですけど、どういうふうな思いがありますか。

○阿部計一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 状況を見て考えさせていただきます。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 なかなか水仙の管理というのは、この期間だけでなしに、それ以前からも大変な手入れが必要やという話も聞いてますので、ぜひバックアップをお願いしたいと思います。

終わります。

○谷口博文副委員長 阿部委員長。

○阿部計一委員長 1点お聞きします。今回はそういう雪の災害も考慮しないで、指定管理という形の中で、それはもう管理者の責任と、それはもうそれで結構なんですけど、これ、ずっとデータを見てますと、灘の黒岩のほうで磯辺さんが管理者でやっていた四、五年か五、六年やってたんやな。ほんで、この前にふるさと会に管理をしてから、現実に自然災害等もあんなねけども、かなり人数がそれから減ってるわけよな。

ほんで、やっぱり私はこの管理するときも、随分委員会でいろいろ、こんなもん、素人がやって大丈夫なんかというような、福良の練り物屋も入ったり、何やいろいろあって、現実的には、今回はそういう雪のなんて、災害ということで何やけども、受けて2年間というのは、現実、約1万人からの減少につながるとんのよな。

そやから、やっぱり管理者自体の管理責任ということも課長、今後十分、それは、あの人が管理しよるのか、全体的な管理というのは、これは誰がしよるんですか。

○谷口博文副委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 灘黒岩ふるさと会の部分の方が、地元の方を含めて多数いらっしゃいます。老人会とかいろいろな方々も入って、草引き、草取りとか球根の間引きをしながら管理をしているんですけども、そういった地元の方を中心にやってもらっているところがございます。

○谷口博文副委員長 阿部委員長。

○阿部計一委員長 今後、課長、そういうことで、現実にふるさと会になってから、偶然、これはいろいろの事情があつてなつとるのかわからんのやけども、現実、2年続けて何しとる。ほんで、今回、雪ということなんで、そういう面、十分ふるさと会にも言っていて、頑張ってやっていただくように、もう答弁結構ですので、お願いします。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 ないようでございますので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第56号、公の施設の指定管理者の指定について(灘黒岩水仙郷)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

(15) 議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について(バイオマス利活用施設)

○阿部計一委員長 次に、議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について(バイオマス利活用施設)を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員　この指定管理の関係で、これまで5施設ありましたが、事業報告書というのはもう、その年に出すようになってますけど、事業報告書の提出を資料としてお願いしたいんですけど、委員長から諮っていただきたいと思います。

○阿部計一委員長　今、吉田委員からこういう今の質問がありましたけども、いかがしたらよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長　では、資料提供をお願いしたいと思います。
暫時休憩します。

(休憩　午後　1時32分)

(再開　午後　1時33分)

○阿部計一委員長　再開をいたします。
質疑ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員　これは、バイオマスの指定期間を今回2年間ということにしております。それで、もう2年間過ぎれば、このバイオマスの指定管理をやめるということで、施設そのものを廃止するというところでよろしいのでしょうか。

○阿部計一委員長　農林水産課長。

○農林水産課長(宮崎須次)　この5施設なんですけども、先ほど委員おっしゃられたように、この30年3月31日で全て10年というような形で、10年がたつということになります。そういうことの中で、順次、廃止していくというような方向にはなりますけども、これは、国の補助なりをもらってますので、そういう中で、県、国のほうへ廃止に当たっての書類等を出していかなければなりません。そういうところで、この施設の中の機械については、既に耐用年数も過ぎてるところで、機械から廃止というような形で行っていこうとは思っております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 このバイオマス利活用施設をつくろうという背景には、タマネギの不法投棄というのがあって、それを解消しようということで炭化がいいのか、いろんな施設がいいかというところで、これに落ちついたわけですがけれども、そしたら、今、タマネギの残渣というのは、この施設で2,200トン処理する、5施設で。全体で今、タマネギの残渣というのは年間どれぐらい出てるかと認識していますか。

○阿部計一委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 今、このバイオマスの処理を見ていただきましたら、大体24年度でしたら、処理施設で2,391トン、24年度ですけども、25年度で2,211トン、26年度で2,561トンというような形になっております。

それで、あと、全淡建設というのがあるんですけども、そこでは、6,000トンの年間能力があるんですけども、約半分ぐらいの形で、年間処理をしてるといふような形にはなっております。

それで、あとは、自己処理というような形になりますので、これもこのバイオに関しましては、計画1万トンというような形になっておりましたので、今の差し引くと、農家の処理というような形にはなっております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、この事業計画書では2,200トン、それ以上、ちょっと収支というか持ち込み量が多いようですけども、ここ2年間のうちに廃止したときに、そのいわゆる全淡のほうで受け入れが可能やということで廃止は、補助金の関係もあって打ち切るという考え方ですか。

○阿部計一委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） おっしゃるとおりで、2年後、全淡建設が今、6,000トンの能力があるということで、二千二、三百、うちのほうで施設で処理をしているというような形で、あと、先ほど言うたように、全淡が半分ぐらいというような形になりますので、それを足しても6,000ぐらいになりますので、2年後には全淡のほうに移るかとは思っています。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、自己処理等含めて、タマネギの不法投棄がなくならないと
いうことでよろしいのでしょうか。

○阿部計一委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 今のところはそういうふう考えております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それともう1点、今、資料を配っていただいたんですけども、この計
画では、決算ではなかなか赤字運営というようになってるわけですけども、この計画書
の中では赤字補填とかいうようなことはないわけですけども、それは受けた団体の中で処
理するというように認識してるのでしょうか。

○阿部計一委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） そのとおりでございます。

○阿部計一委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 先ほど、同僚議員が聞いとんのやけど、2年したら廃止やと、
これ、2年せんでも、もう採算の、まあ、こないして指定管理2年しとるさかいにしゃあ
ないのやけど、実際、私もバイオのことにしましては、さまざまな同僚議員から過去に質
問された段階で、こういうスムーズに行きよる施設やったら、別に廃止せえへんのよの。
あることによって、障害になつとるさかい、もうほんま、これ、よう受けてくれた、嫌々
受けてくれたんと違うんけ。実際の話よ。嫌々受けてもろうたというたら、ちょっと問題
発言になるや知らんけど。これ、採算にのっとりしてしっかりと適切な計画どおりの
処理ができよったら、こんな廃止せんでも構わんでよの。あかんやつは、もう早いことや
めらせと、私は思うのやけど。そやけど、何かの補助金の関係で、2年間続けるとい
うことか。

○阿部計一委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 先ほどもこちらのほうからお話しさせていただいたように、10年ということがあります。それが、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律というものがございまして。それで、長期的財産ということで、10年たてばそういう形で廃止していけるというような形ではございますけれども、建物については、まだ耐用年数があるということで、耐用年数については、これは35年、建物はあります。それで、10年たってもあと25年残ってるということで、その建物を地域の人に利活用してもらうという形の中で廃止していくと。機械を廃止していくというような形で行っていきます。

それと、副委員長おっしゃってたように、廃止してたらいいんじゃないかということなんですけれども、これは施設全体で一つの事業でやっていますので、一つひっくるめて、5施設一遍に行くことが県や国へ対しての申請ということになりますので、そういう形で行っていきたくて考えております。

それと、故障も結構、耐用年数も過ぎて、機械の故障もかなりありますので、後2年はそういう形の中で進めていきますけれども、やはりそういう機械も老朽化してきているのかなということで、後2年で神代と北阿万については10年になりますので、あとの施設も含めて、5施設一遍に行くほうがいいのかというような形で提案させていただいております。

○阿部計一委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 まあこれ、野菜残渣の処理については、さまざまな技術革新ができて、そういうふうな事業で動きかけるとる事業もあんなねん。実際、全淡は全淡でやっとなのやけど、また違う手法でそういう野菜残渣等々、市内の業者も間もなくちょっとそれを導入するような、私もそういう情報を得るとるのやけんど。

そやから、そこらも踏まえて、もうこういうやつは、そういうような民間というか、やっぱり行政が余り関与して、指定管理料払うてまでやる事業で、私はないと思うんやね。やはり、あくまでも不法投棄、先ほど言うとった不法投棄というか、そやさかい、民間のやっぱりそういうふうな、それで業種として、やはりそれなりの収益を上げるところを、自己責任においてこういう処理というかやっていく方向で民間の優秀な活力を使うべきやと、私はそういうふうな思いがありますので、2年間というか、それまでにでも、もう機械の耐用年数済んだるのやったら、もう閉めて、建物だけ使えるようにしたらええんかなと思うんで、その辺は、まあこれで終わります。

○阿部計一委員長 ほかに。
木場委員。

○木場 徹委員 これ、資料いただいとんのやけど、これ間違いないんですか。数字。

○阿部計一委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） この報告書のとおりとなっております。

○阿部計一委員長 ほかに何か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について（バイオマス利活用施設）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○阿部計一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

（16） 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について（吹上浜野外教育センター）

○阿部計一委員長 次に、議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について（吹上浜野外教育センター）を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について(吹上浜野外教育センター)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

(17) 議案第65号 平成28年度農業共済事業に係る事務費賦課総額及び賦課単価について

○阿部計一委員長 次に、議案第65号、平成28年度農業共済事業に係る事務費賦課総額及び賦課単価についてを議題といたします。
これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長　これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長　異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第65号、平成28年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○阿部計一委員長　挙手多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

(18) 議案第66号 字の区域の変更について(松帆、阿那賀、福良地区)

○阿部計一委員長　次に、議案第66号、字の区域の変更について(松帆、阿那賀、福良地区)を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長　質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長　これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第66号、字の区域の変更について(松帆、阿那賀、福良地区)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

(19) 議案第67号 市道路線の認定について

○阿部計一委員長 次に、議案第67号、市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第67号、市道路線の認定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

(20) 議案第68号 市道路線の廃止及び変更について

○阿部計一委員長 次に、議案第68号、市道路線の廃止及び変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第68号、市道路線の廃止及び変更についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

(21) 議案第69号 広田市営住宅新築工事請負変更契約の締結について

○阿部計一委員長 次に、議案第69号、広田市営住宅新築工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

小島委員。

○小島 一委員 この設計変更の経緯をちょっと説明をお願いしたいんですけども。これ、工事中に軟弱であるということがわかったんか、どういうことなんか、ちょっと教えてください。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） この工事変更契約の先ほど言ったように、主な要因は、地盤改良工事の追加なんですけども、平成25年に工事設計前に地盤のボーリング調査を今、2棟あるんですけども、A棟で2カ所、B棟で2カ所実施しております。それで、B棟の建設の予定地には既存の住宅が残ってたわけなんですけども、あいた場所でボーリング調査を実施して、1カ所において設計地耐力に不安定要素がありました。設計段階で判断がつかないということで、このたび、不安定要素があったB棟建設地の既存住宅を撤去後に、掘削深までの試験掘りを行い、平板載荷試験を実施した結果、地盤改良等の基礎補強が必要となったということでの追加工事が主なものでございます。

○阿部計一委員長 小島委員。

○小島 一委員 ということは、多分、建築確認出し直しであったり、工期に影響してくると思うんですけど、その辺はどないですか。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 計画変更してはますけども、工期等については、今、全体の工事としては影響はないかと思っております。

○阿部計一委員長 小島委員。

○小島 一委員 この範囲というのは、やっぱり十分にここまで大丈夫というふうな、もうこれ以上、今、通路になってる部分は入ってませんけども、そっちのほうまでかけて調査されたわけやね。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） はい。ボーリング調査、A棟2カ所、B棟2カ所してまして、この2カ所目、悪い地盤要素があったところを今、改良するというので、その他はボーリング調査等では十分なN値が出ておりますので、大丈夫かと思っております。

○阿部計一委員長 小島委員。

○小島 一委員 今後、掘り出したらやっぱりやわらかいから、また追加ということがないように、やっぱりそこら、十分に。当然、この図面で言えば右のほうが低いわけで、若干、盛り土的な部分があったんかなと思うんですけども。再度、変更のないような形でお願いしたいということを思います。
終わります。

○阿部計一委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 ないようでございますので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第69号、広田市営住宅新築工事請負変更契約の締結についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○阿部計一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

(22) 議案第70号 損害賠償額の決定及び和解について

○阿部計一委員長 次に、議案第70号、損害賠償額の決定及び和解についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 これで討議を終結します。

これより採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第70号、損害賠償額の決定及び和解についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。

3月23日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 それでは、そのようにさせていただきます。
 暫時休憩いたします。
 再開は、2時10分。

(休憩 午後 1時56分)

(再開 午後 2時10分)

2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○阿部計一委員長 再開をいたします。
 次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。
 お手元に配付の所管事務の閉会中調査事件申し出一覧表のとおり、議長に申し出てよろ
 しいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がございませんので、議長に申し出ることといたします。

3. その他

○阿部計一委員長 次に、その他に入ります。
 何かございませんか。
 長船委員。

○長船吉博委員 先般、JAあわじ島の広報、その広報の中で、代表組合長が美菜恋来
 屋の今というふうなことでコメントを出しておるわけですね。中身としては、本当に非
 常に、組合長の当初の思い、1年振り返った思い等がありますけども、先般、この南あわ
 じ市の市議会の中での農商部長の発言にも、組合長コメント出しておりますけども、僕ら
 も特に心配しとんのは、あるところから、これはうわさかもわかりませんが、もう組
 合長は、この販売会社の社長を辞任するというようなことを言ってるというようなうわさ
 だと思っておりますけども、耳に入ってくる。ということは、今後、恋来屋の運営に大いに影
 響を及ぼすことになりかねません。

 ですから、そこら今、現状をちょっとどういう、本当になつとるのか、わかればお聞き

したい。特に、この所管でもあることでありますし。

○阿部計一委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点推進課長（喜田憲和） 今、御指摘いただいた分については、あわじ島まるごと株式会社内部のことでもありますし、今、協議中でございますので、発言は控えさせていただきますというふうに思っております。

○阿部計一委員長 長船委員。

○長船吉博委員 内部のことでもあるけども、このコメントを見る限り、組合長のかなりの怒りというか、そういうような感じ取れる。ですから、今後南あわじ市としてどういうふうに、ここに書いてある、諸悪の根源は無責任かつずさんな計画と口先だけで応援支援ということだという、ここら、非常に当初、この計画、僕らもよく言っただけです。この計画する段階においては、やはり参加する人たちにも計画、また、店舗設計等も含めた中で協議していくべきやと。無理やり、花博イベントに合わすというふうなことの中で、余りにも期間がなく、あせり過ぎたというのがこの中にもあると思うんですね。

だから、そこら、一番いいのは、やっぱり経営がうまくいくようにするのが一番いいんだと思うんですけども、まだまだ僕ら、思うところ、なかなかいかんせん、イベントをやっても観光客だといっても、レジ通過にはつながらないというふうなことも言われておりますのでね。本当に心配してるのが現実なんです。

ですから、僕ら、社内のことだから言えないというふうなことになれば仕方はないんですけども、やっぱり、市がある程度お金も出していますしね。そんな中で、私らも所管議員として、非常に。読んだときには、ほんまびっくりしましたよ。ある程度は予測はついたんですけども、でも、ここまでとは、組合長がここまで書くとはとても思ってませんでしたからね。そこらほんなら、委員長、どないしたらええんかの。しゃあないんかの。

○阿部計一委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点推進課長（喜田憲和） 今、御指摘のとおり、重く受けとめております。市として、建設をさせていただきました。出資もさせていただきました。取締役も出させていただきますしております。目的は何か、これを考えますと、やはり適切に継続して本来の目的達成のために、懸命に、ともにやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○阿部計一委員長 ほかに。
 吉田委員。

○吉田良子委員 ちょっと今の質問と合わせて質問させていただくんですけども、その計画がずさんであったという組合長の指摘があるんですけども、その計画というのは市の計画だというふうに思うんですけども、それは以前、平成25年9月17日に食の拠点の説明資料というのが委員会で配られてるんですけども、これがその計画になるんですか。

○阿部計一委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点推進課長（喜田憲和） 基本的にはその数字になります。28万人レジを通っていただいて、客単価2,400円がベースになっております。これは、コンサル中心に全国事例も含めて、推計値として作成させていただいております。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ここでは、53万人になると赤字になるというふうに書いてあります。そこが分岐点であると。ちょっと資料が重なってる部分があるんですけども、レジ単価が1,300円で50万人というような数字も出してるんですけども、資料ではね。そこらはどうですか。

○阿部計一委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点推進課長（喜田憲和） 私、26年4月1日からですので、以前の資料をちょっと確認できておりませんが、私が記憶しているのは、54万人建屋に入っていて、28万人レジを通っていただいて、客単価2,400円というのを目標値、あるいは推計値として出してきたというようなことでございます。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、私が言った25年から少し変わってるというような感じですけども、その市の計画がどうだったんかということ、今度の委員会でも出していただいて、市の計画と現実とがどれだけ乖離してるんかというところをやっぱり見ていく必要があると思うんです。やっぱり、この広報はすごく反響が大きくて、私らもちょっといろいろ聞かれるんですけど、本当に市の計画は一体どうやったんだということなんですよ

ね。私らは、それ、この平成25年の資料しか私自身は持ってないというか。

ですから、そこが曖昧では説明つかないし、いわゆる市民が株主ということになってると思うんですよね。市がお金を出してるのは、市民が株主ですから。やっぱり、市民に対しても説明する必要がある。ですから、そこら辺の乖離で、そしたら、どこをどう修正していくんか、どう発展させていくんかということが課題になってくると思うんですけど、そこら辺の資料提供は次回の委員会でもぜひお願いしたいと思うんですけど。

○阿部計一委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点推進課長（喜田憲和） 当然、議会の御指摘をいただければ、今まで提出させていただいたもの等は提出させていただきます。ただ、あわじ島まるごと株式会社の資料につきましては、やはり今、決算が終わってありません。内部で精査中の部分もありますので、そこら辺は、資料提出については会社にお伺いしないとわからないというところはあります。

○阿部計一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 会社ですけど、先ほど言ったように、市民がいわゆる株主、代表して市が出してるというような認識をぜひ持っていただきたいなというふうにも思うんです。会社は会社というのはよくわかるんですけども、やはり株主である市民が置き去りにされていってるような感じがしますんで、そこら辺、また協議していただきたいというふうに思います。

以前は、さんちゃん市で1億円以上の売上があって、売上スペースが狭い、広げてほしいという要望もあった中で、いろんな雇用の問題もあってこういうふうになったんですけど、これだけの面積が必要だったんかというような課題もありますし、懸念されてる水産物なり入ってるテナントの方々、皆それぞれ大変苦労されてると思うんで、やっぱり市全体でこれは考えていく大きな課題やと思ってますので、積極的な情報提供をよろしくお願ひしたいと思います。

○阿部計一委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点推進課長（喜田憲和） 当然、委員会の御指摘であれば、提出すべき書類は提出させていただきます。

○阿部計一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 1点だけ確認します。この会社から市のほうに赤字補填については請求というか、そういう話もないし、市も赤字補填については考えてないということで、市民に説明はそれでよろしいですか。

○阿部計一委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点推進課長（喜田憲和） 一般質問の折、神代部長のほうから現時点ではという表現で発言させていただいたと思います。現在も協議調整中でございます。

○阿部計一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、そういう会社からそんな話は、市のほうには、市の対応は別にして、そういう話があったということでよろしいですか。

○阿部計一委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点推進課長（喜田憲和） 要請そのものはございましたが、その中身については協議調整中でございます。

○谷口博文副委員長 阿部委員長。

○阿部計一委員長 この問題については、これはもう、初めのときからいろいろと所管でもあったわけで、まだ決算も終わってない、それで、1年過ぎたところということで、これは、私個人の話としたら、これ、農協と2回ほどやっぱり第一次産業ということで懇談会を持ったことがあるんです。これはまた、議員の皆さんに相談した中で、やっぱりこういう、あの組合長談話とかいろいろな問題、それから、今言いよる指定管理、普通の指定管理とは私は違うと、私はそう思ってるんです。

ですから、まだ決算も出てないし、これは赤字が出ることはもう間違いないけども。そんなんで、1回、議員の皆さんとも協議をした中で、今、これをここで議論することは早計やと思うんで、そんなんで、私個人としたら、そういう考えを持っております。

ほかに何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 それでは、執行部より何か報告事項がありましたらお願いします。
 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 19日土曜日、産業厚生常任委員さんの皆様、また議長様、大変お忙しい中のごさいますけれども、渦潮開きをしますので、なないろ館へ8時30分から9時までの間に受付をしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○阿部計一委員長 わかりました。
 それでは、以上で産業厚生常任委員会を閉会します。
 閉会の挨拶を副委員長、よろしくお願ひします。

○谷口博文副委員長 どうも長時間にわたってお疲れでございました。また今後とも、委員で意見を十二分に、よろしくお願ひいたしまして、閉会といたします。終わります。

（閉会 午後 2時26分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成28年 3月17日

南あわじ市議会産業厚生常任委員会

委員長 阿部 計一